

報告第 17 号

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 18 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 損害賠償の額

16万7,630円

2 専決処分年月日

令和 2 年 3 月 4 日

(報告理由)

令和2年1月8日、東広島市立中央中学校において、校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れ、隣接する職員用の駐車場に駐車していた小型自動車に当たり、当該小型自動車の後部等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年3月18日提出

東広島市長 高 垣 廣 德

1 損害賠償の額

4万8,675円

2 専決処分年月日

令和2年3月4日

(報告理由)

令和2年1月8日、東広島市立中央中学校において、校庭に設置していた防球ネットが強風により倒れ、隣接する職員用の駐車場に駐車していた普通自動車に当たり、当該普通自動車の後部を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて専決処分をしたので、この処分について報告するものである。

(根拠法令)

地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（平成2年10月8日議決）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

(1) 1件50万円以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を決定すること。